

指 摘 ・ 指 示 事 項 票

No. 1

監査(検査) 対象 機関 (会計)	経営管理部	監査(検査) 実施年月日	平成25年8月2日から 平成25年8月8日まで
処理区分	指示事項	業務区分	支出

項 目

資本的支出として資産計上すべきであったにも関わらず、収益的支出として会計処理された事案があった。資本的支出と収益的支出の区分を適切に判断すべきである。

事案の内容等

1 概要

資本的支出とすべきであったにも関わらず、収益的支出として会計処理された以下の事案が発見された。

文書番号	記票年月日	執行番号	金額(税抜)
企総51	2013年3月31日	24-371122-501(上水) 24-371131-501(工水)	1,310,000円

当該事案は、賃借物件である大阪広域水道企業団本部(3階及び4階)のレイアウト変更を目的としてパーティションの新設工事を行ったものであるが、本部建物が賃借物件であり、恒久的なレイアウト変更ではないことを理由に収益的支出として処理したものである。

2 課題

建物附属設備であるパーティションについては、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき、資本的支出として固定資産に計上すべきである。

今後は、予算編成段階から最終的な会計処理の判断に至るまで、予算計上部門等で、支出の内容をもとに資本的支出と収益的支出の区分を判断し適切な会計処理が行われるように、大阪広域水道企業団内において改めて当該区分に関する考え方について周知徹底されたい。